



茨城労働局発表  
平成 28 年 3 月 23 日

報道関係者 各位

**【照会先】**

茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 森田 伸二  
地方職業安定監察官 栗原 智子  
(電話番号)029-224-6218

東海村村長公室まちづくり推進課  
課長 箭原 智浩  
課長補佐 大道 雄治  
(電話番号)029-282-1711 内線 1340

## 今後の地域の発展を図るため、 東海村と茨城労働局が雇用対策に関する協定を締結します

～ 持続可能な東海村を目指して ～

東海村(村長 山田修)と茨城労働局(局長 中屋敷勝也)とは、これまでも様々な課題において連携してきましたが、この度、就労等の支援策や子育て支援・定住関連等の幅広いまちづくり施策を展開している東海村と、労働市場のセーフティーネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携して効果的かつ一体的に事業を推進し、地域の優良な中小企業等の担い手となる人材の確保を加速させることにより、今後の地域の発展を図るため、雇用対策協定を締結することといたしました。

つきましては、雇用対策協定の調印式を下記のとおり執り行いますので、ご案内いたします。

### 記

1 日時	平成 28 年 3 月 25 日 (金) 16:15～
2 場所	東海村役場 3階 庁議室 (東海村東海三丁目7番1号 TEL029-282-1711)
3 出席者	東海村長、副村長、教育長、村長公室長、福祉部長 茨城労働局長、職業安定部長、ハローワーク水戸所長 等
4 その他	協定に係る内容等については、別添1、2のとおり

※当日の取材希望については、東海村村長公室まちづくり推進課 担当:大道あて、お問い合わせください。

# 東海村と茨城労働局との雇用対策協定(案)

～ 持続可能な東海村を目指して ～

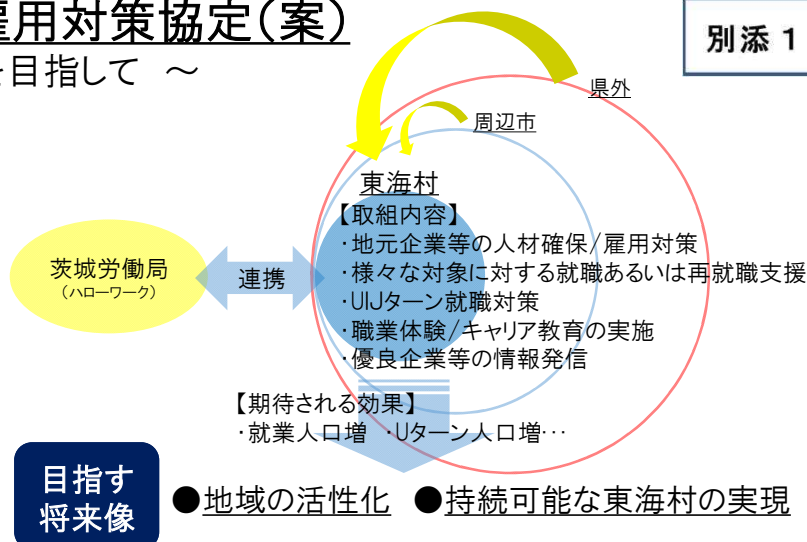
別添 1

## 事業の目的・ねらい

東海村及び厚生労働省茨城労働局とは、これまでも様々な課題について連携してきており、地域の担い手ともなる人材確保を加速させ、持続可能な地域の実現を目指すべく、地域における雇用に関する課題を共有しつつ、それぞれの強みを活かして密接に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することを目的として締結する。

## 事業の概要

協定に基づく具体的な取組内容等については、東海村と茨城労働局で設置する運営協議会で協議策定するが、今後の当面の取組は下表のとおり。



## 目指す将来像

- 地域の活性化
- 持続可能な東海村の実現

項目	想定される事業(案)
原子力産業をはじめとする地域の優良な中小企業の人材確保に向けた取組	・原子力人材育成・確保協議会による合同企業説明会・就職面接会・就職支援セミナー等開催への協力等
ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組	・子育て中の女性等を対象とした就職応援セミナー及び就労等に関する出張相談の同時開催(村:対象者募集, 会場手配・準備, ハローワーク:講師・職員等の派遣など)
障がい者の就労支援に向けた取組	・障がい者を対象とした就労に関する出張相談の開催(村:対象者募集, 会場手配・準備, ハローワーク:講師・職員等の派遣など)
村外在住者に対するUターン就職の促進に向けた取組	・村出身者等を対象としたUターン就職に関するプロモーション活動及び就労等に関する出張相談の開催(村:対象者募集, 会場手配・準備, ハローワーク:講師・職員等の派遣など)
新規学卒者等のマッチング支援に向けた取組	・新規学卒者等を対象とした就職応援セミナー及び就労等に関する出張相談の同時開催(村:対象者募集, 会場手配・準備, ハローワーク:講師・職員等の派遣など)
職業体験・キャリア教育支援に向けた取組	・職業体験・キャリア教育の実施(村:村内の子ども達を対象に職業体験・キャリア教育を実施, ハローワーク:講師・職員等の派遣など)
地域の優良な中小企業の魅力を発信する取組	・企業の「くるみん・プラチナくるみん」認定(子育てサポート企業として厚生労働大臣から認定)の取得促進(村:参加者募集, 会場提供, 茨城労働局:情報提供・説明会の開催) ・茨城労働局・ハローワークと連携して、村内の優良な中小企業の魅力を発信する仕組の構築に向け検討

## 東海村と茨城労働局との雇用対策協定(案)

～ 持続可能な東海村を目指して ～

東海村(以下「村」という。)及び厚生労働省茨城労働局(以下「労働局」という。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、就労等の支援策や子育て支援・定住関連等の幅広いまちづくり施策を展開している村と、労働市場のセーフティーネットを担う労働局が、それぞれの強みを活かして密接に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することにより、地域の優良な中小企業等の担い手となる人材の確保を加速させ、持続可能な地域社会の実現につなげることを目的とする。

(事業内容等)

第2条 村及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画は、村及び労働局が共同で設置する運営協議会において定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 東海村長及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるとし、これに誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、村及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、村及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から効力が生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、東海村長及び茨城労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

東海村長

山田 修

厚生労働省茨城労働局長

中屋敷 勝也

# 国と地方自治体の雇用対策協定について

別添 3

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成28年3月22日時点)】 計83自治体(27都道府県53市3町)

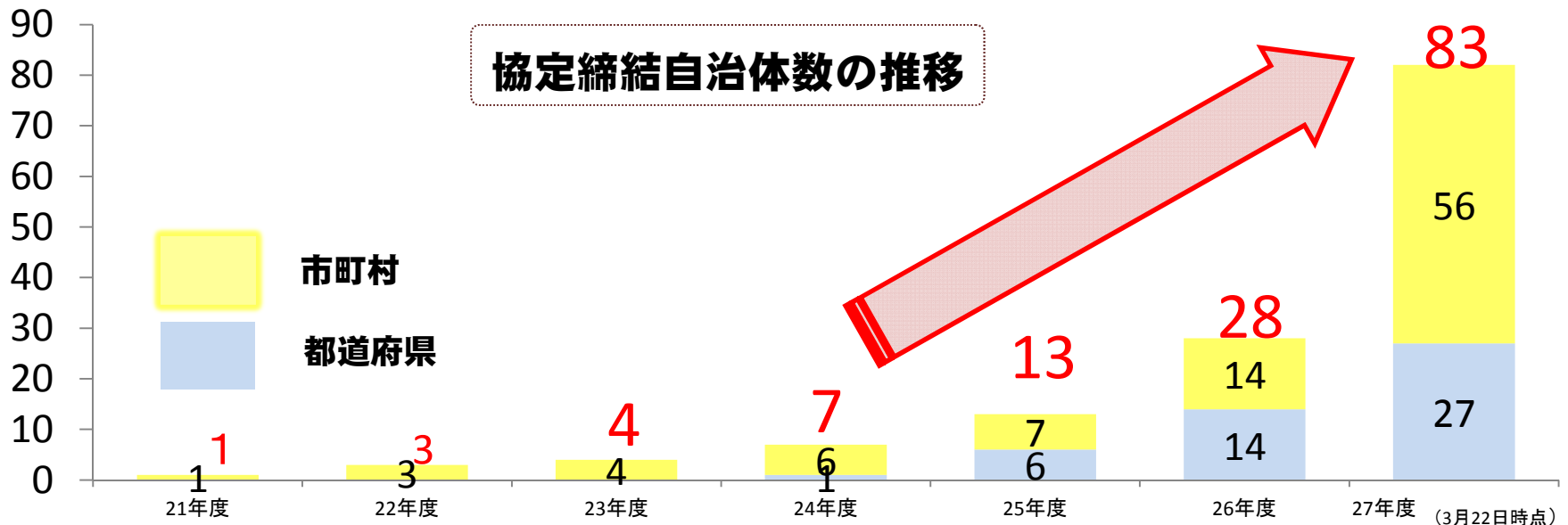
## 【都道府県(27都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月) ㉖三重県(28年2月) ㉗徳島県(28年3月)

## 【市町村(56市町)】

- 1 北九州市(22年3月) 2 横浜市(23年1月) 3 福岡市(23年3月) 4 久留米市(24年3月)
- 5 宮古島市(25年1月) 6 広島市(25年1月) 7 堺市(25年11月) 8 鳴門市(26年11月)
- 9 神山町(27年1月) 10三好市(27年2月) 11阿南市(27年3月) 12熊本市(27年3月)
- 13沖縄市(27年3月) 14浜松市(27年3月) 15美馬市(27年5月) 16太田市(27年5月)
- 17館山市(27年6月) 18吉野川市(27年6月) 19総社市(27年7月) 20小松島市(27年7月)
- 21前橋市(27年8月) 22東大阪市(27年8月) 23志布志市(27年10月) 24始良市(27年10月)
- 25熱海市(27年10月) 26日南市(27年10月) 27勝山市(27年11月) 28牟岐町(27年11月)
- 29南九州市(27年12月) 30新潟市(27年12月) 31大野市(27年12月) 32掛川市(27年12月)
- 33常陸太田市(28年1月) 34越前町(28年1月) 35福井市(28年2月) 36山形市(28年2月)
- 37鯖江市(28年2月) 38指宿市(28年2月) 39天童市(28年2月) 40高槻市(28年2月)
- 41日置市(28年2月) 42越前市(28年2月) 43宇佐市(28年2月) 44佐伯市(28年2月)
- 45那須塩原市(28年2月) 46豊後大野市(28年2月) 47笠間市(28年2月) 48豊後高田市(28年3月)
- 49坂井市(28年3月) 50札幌市(28年3月) 51小田原市(28年3月) 52高崎市(28年3月)
- 53あわら市(28年3月) 54北上市(28年3月) 55霧島市(28年3月) 56都城市(28年3月)

## 協定締結自治体数の推移



# 雇用対策協定 締結自治体

## 8 3 自治体と締結

(27都道府県 53市 3町)

※平成28年3月22日現在

